

令和元年第2回定例会

(第2日)

令和元年6月12日

令和元年第2回平川市議会定例会議事日程（第2号） 令和元年6月12日（水）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	欠	—	—

○欠席議員（1名）

14番 葛西清仁議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	尾上総合支所長	鈴 木 浩
副 市 長	古 川 洋 文	経 済 部 長	大 湯 幸 男
教 育 長	柴 田 正 人	建 設 部 長	原 田 茂
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏
農業委員会会長	柴 田 博 明	教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
代表監査委員	鳴 海 和 正	平川診療所事務長	今 井 匡 己
総 務 部 長	齋 藤 久世志	会 計 管 理 者	三 上 庚 也
企画財政部長	西 谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白 戸 照 夫	選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
健康福祉部長	三 上 裕 樹	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小山内 功 治	主 事	一 戸 岬
総務議事係長	田 澤 亜 紀	—	—

午前10時03分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

14番葛西清仁議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね1時間以内とします。

なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は質問席に移動して最初の質問の際は挙手の上、議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手の上、職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は8名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

原田 淳議員の一般質問を許可します。

おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を得ました第1席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

元号が平成から令和となり初めての記念する定例会となりました。その第1席に一般質問をいたします。本当に光栄に思っております。

また私たち議員の任期も残り少なくなりまして、何かと慌たしくなりました。お互いに頑張りましょう。

そして勇退する諸先輩方の議員の皆さん、いろいろなことがあったかに思います。お互いに大変な時期を乗り切ったのではないかとも思っています。大変御苦労さまでした。

それでは通告に従いまして、質問をしまいりますのでよろしく願いを申し上げます。

1. りんごジュースで乾杯条例の制定について。

乾杯条例でよく聞くのは日本酒、地酒で乾杯条例など全国各地で制定されております。隣の黒石市でも黒石市地酒による乾杯を推奨する条例が制定されました。

今や日本酒だけでなく焼酎、ワイン、地ビール。中にはお酒を飲めない人も地元産品で乾杯してもらおうと市内で収穫されたラ・フランスなどを搾ったジュース。さらにはヨーグルト、トマトジュースなどさまざまな乾杯条例が制定されております。

当市の特産品でありますリンゴ。定かかどうかはわかりませんが、人類が食した最古の果物と言われているリンゴ。そのまま生で食べても

○議長
○10番
(原田 淳議員)

ちろんおいしいし、りんごジュースやアップルパイ、ジャム、サラダなどにも使われ、家庭でもおなじみのりんご。昔から、1日1個のりんごを食べれば医者いらずと言われていました。

そのりんごの栄養と効能については、私から話をするまでもないと思いますが、簡単にりんごの栄養とその効能を紹介します。クエン酸、リンゴ酸といった有機酸を多く含み、胃腸の働きをよくし、殺菌作用などの効果があるそうです。また、乳酸を減らして疲れを取り除き、肩凝り、腰痛の防止にも効果があると。カリウムなどが体内の塩分を排出する働きがあり、高血圧に効果があるとも言われています。りんごの皮にはペクチンが多く含まれており、整腸作用を促しコレステロールを排出する作用、また便秘を防ぎ大腸がんを予防する効果があるそうです。

ポリフェノールが豊富でコレステロールを取り除いたり活性酸素を抑える働きがあり、またがん予防にも効果があると言われています。

最近の発見では、りんごポリフェノールには皮膚の老化を防止する働きがあることがわかったそうです。このような健康食品でもあるすばらしいりんごが当市の特産品として数多く生産されております。

しかし、毎年規格外あるいは台風等で傷がついたりんごはジュースやジャム等の加工品へと。特にりんごジュースへと加工される数量はかなりあるのではないのでしょうか。その消費拡大と地場産業の振興のためにも、りんごジュースで乾杯条例を制定してはどうでしょうか。

ただ少し甘いので、酒の席では遠慮されがちになるかもしれませんが、おちょこ1杯での乾杯とか、個人の嗜好や意思を尊重し可能な範囲においてのりんごジュースでの乾杯をしていただき、消費拡大の普及を促進するための取り組みに協力していただくということで条例の制定してはどうでしょうか。市長の考え方をお聞かせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

原田 淳議員御質問のりんごジュースで乾杯条例の制定についての御質問にお答えをいたします。

乾杯条例は平成25年1月に京都市議会で京都市清酒の普及の促進に関する条例を制定したのが最初であり、その後全国的に波及したものと記憶をしております。

条例の名称及び目的は、地産地消、消費拡大、文化の発展、食文化の支援など各自自治体における施策に沿ったものが多く、近隣市町村では、黒石市において平成26年10月に地酒による乾杯を推奨し、食を含めた伝統文化の継承及び地元産品の愛用を図ることを目的とし、黒石市地酒による乾杯を推奨する条例を制定しております。

議員御提案のりんごジュースで乾杯条例の制定についてであります。県りんご果樹課によりますと、平成29年産県産りんごの収穫量約41万6,000トンのうち約6万トンが果汁として使用されており、これは全収穫

○議長
○10番
(原田 淳議員)

量の14%を占めていることから、県全体で捉えた場合のリンゴ消費拡大の効果は期待できるものと考えております。

このことから市といたしましても、特産品であるリンゴの消費拡大と地場産業振興の取り組みの一環として、今後関係者から意見をいただきながら制定に向けて検討してまいります。

原田議員。

前向きな答弁でありました。誠にありがとうございます。

ユニークな条例では板柳町のリンゴまるかじり条例、鶴田町の朝ごはん条例、和歌山県のみなべ町の梅干しおにぎり条例などがあります。

条例制定は憲法第94条、地方自治法第14条、第16条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定されます。

このりんごジュースで乾杯条例につきましては、私たち議員より条例案を提出するのが望ましかったのかなとは思っております。

ただ、今私たちには時間が多少足りないということで、この条例につきましてはぜひ行政で条例案を出していただいて、お願いをしたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

次に2. 除雪による高齢者宅の間口の置き雪対策について。

昨年の9月議会には山田議員が置き雪の対応について、ことしの3月議会には石田議員が雪対策についてと一般質問を行っております。

山田議員は高齢者や障がい者を持つ世帯の玄関先や間口の置き雪の処理を業者に委託するなど、行政で対応してほしいと。それに対する行政からの答弁は道路の除雪により、高齢者の間口の置き雪については、平川市社会福祉協議会が町会に助成金を交付している小規模除排雪事業。この事業とは、ひとり暮らしの高齢者を対象に町会ぐるみで除排雪を実施していただいておりますと。

また市から町会に対して支援している事業、地域コミュニティ育成事業奨励金。昨年度からメニューを拡大し、町会が取り組む雪対策についても対象とし、奨励金を増額していますと答弁をしておりました。

この二つの事業について。事業を実施している町会では、道路の除雪の都度、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の間口の置き雪を町会で除排雪しているのかどうか。私は数カ所の町会長に聞いてみましたが、道路の除雪の都度、高齢者や障がい者の間口の置き雪の除排雪をすることは、到底無理があると言っておりました。言っていることは本当に私もわかります。

市、行政でもこの助成をしている二つの事業、除雪の都度、各町会で除排雪しているとは思っていないのではないかと。また、そこまでは要求していないと思っております。

そのようなことから山田議員は、市で道路の除雪の都度、高齢者や障がい者宅の間口の除雪を業者に委託するなり、行政で対応してほしいとお願いをしていたと私はそのように聞いておりました。

そこで一つ紹介いたします。弘前市では、市内全域ではないと思いますが、弘前市内で除雪を行っている業者によりますと、除雪の区間が決まればその区間内の除雪業者と町会長と役所の職員が中に入り、町会からの要望等を除雪業者が聞き、除雪業者がその要望になるべく対応をしているということでした。町会からの要望が多いことは、やはりひとり暮らしの高齢者や障がい者宅の間口の除雪による置き雪の処理問題だそうですね。

このことについて、除雪をしている業者によりますと、指定された高齢者や障がい者宅の間口には置き雪をしないように気をつけ、さらに間口の除雪をしていると言っておりました。

その除雪費用については、別にいただいているしそんなに手間暇かかるものではないとも言っております。あくまでも、町会からの要望により除雪業者が承諾をした上での置き雪除雪作業となると思います。

このようなことから、当市においても業者と町会との仲を取り持っていていただいて、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の道路の除雪による間口の置き雪処理の対応をしていただければと思っておりますが、市長の考え方をお聞かせください。

市長、答弁願います。

原田議員御質問の除雪による高齢者宅の間口の置き雪対策についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、この件につきましては今まで一般質問で何度も取り上げられている案件であり、その対応方法について当市はもちろん他市町村も同様に苦慮していると聞いております。

昨年度も山田議員と石田議員が質問をされ、きめ細やかで丁寧な除雪作業を目指すと同時に、小規模除排雪事業や地域コミュニティ育成事業奨励金を活用し、町会や地域の協働で対応していただくよう願いますと答弁しておりました。

原田議員のほうから弘前市の例を挙げ、除雪業者と町会の仲を市が取り持ち、高齢者や障がい者の間口の置き雪処理の対応をできないかとの御意見でありましたが、当市では町会長あるいは一般市民からの要望、苦情等の内容について除雪業者と情報共有し、内容によっては町会長にも情報提供し対応しているところであります。

また、間口の雪処理については弘前市も基本的には当市と同様で、町会や地域が主体となっているとのことであり、市の職員が立ち会いの上町会長から業者へ要望することはごくまれなケースで、除雪体制として確立したものではないとのことであります。

ただし、弘前市と当市が大きく違うのは除雪業務の契約方法で、弘前市の場合は企業体としてある一定程度の区域を担当することから、企業体によっては独自性を持って創意工夫している場合もあるとのことで、原田議員の情報はその一つではないかとのことであります。

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長
○10番
(原田 淳議員)

今後の市の対応としては、基本的には従前までの町会や地域による協働体制で行うことに変わりはありませんが、町会長からの情報を得て行うことも重要であると考えますので、個人情報保護にも配慮しながら情報共有し、高齢者や障がい者の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。以上です。

原田議員。

弘前市の場合は、独自性を持って対応しているということでした。確かにそうかもしれませんがそういう形で当市でも、弘前市の一部であると思うんですけどもそういう対応できるということですので、やはりその辺については検討していただきたいと思います。

さらに昨年冬といえいいんでしょうか、ことしの冬といえいいんでしょうか。「平川市の碓ヶ関地域の降雪量は」とよくテレビ、ラジオで聞くことが多くなりました。多分碓ヶ関地域では雪が多く降ったのだと思っております。そのようなことから碓ヶ関地域の高齢者、あるいは障がい者等の置き雪対策については、やはりこの独自性を持った対応をしていただければいいなと思っております。

その辺、今後検討していただければと思います。この件についてはこれで終わります。

3番に入ります。3. 起業、創業支援状況について。

①相談ルームの設置についてと②の本市の起業状況について、大変申しわけないのですがまとめて質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

県は平成30年度に県内8市の創業支援拠点を活用した創業者は、過去2番目の126人だったと発表しました。8市とは、当市とつがる市を除いた8市のようなようです。最高だった平成29年度を3人下回ったものの、平成28年度から3年連続で100人以上の高水準を維持したと。支援拠点の新規利用者数は、前年度比95人増の551人となり過去最高であったと。この創業・起業支援事業とは、創業・起業者、創業希望者等から相談に対応することにより、創業を促進し雇用拡大を図るため、県は8市と協働で創業相談ルームを開設しています。

創業相談ルームでは、創業・起業支援の専門家インキュベーションマネージャーが、経営のノウハウなどを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業者、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を行っている。

黒石市では県、黒石商工会議所と連携して取り組んでいる創業相談ルームの平成30年度の実績を発表しました。相談に来た方は延べ人数で58人、うち黒石市の方が40人、弘前市の方が11人、平川市の方が7人。そのうちの10の方が創業したと発表しております。

お聞きします。当市においては、どうして創業相談ルームを開設できなかったのかどうか。また、黒石市に相談に行った平川市の7人のうち

創業した方はいたのかどうか。もし創業した方がいたのであればどのような業種なのか。さらにその創業資金等について、わかっていたのであれば教えていただきたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

原田議員御質問の創業・起業支援の相談ルームの設置についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

各市に相談ルームが設置される以前に、平川市においても創業希望者に対して県から委託を受けた21あおもり産業総合支援センターが定期的に相談会を開催していましたが、希望者が少なかったため現在は相談希望があった場合に個別に応じる対応をしております。

議員御指摘の相談ルームについては、指定日に21あおもりの創業支援専門員であるインキュベーションマネージャーが待機して相談を受けるシステムとなっておりますが、予約制となっております。

それに対し平川市の場合は、日時と場所を創業支援専門員と調整して相談できることから、創業希望者にとっても利用しやすい方法であると考えております。

また、平川市商工会においても創業支援専門員が常駐し、県商工会連合会とも連携して対応しております。

平川市内では以上の方法で対応しておりますが、今後相談件数の増加や要望等がありましたら、関係機関と協議し相談ルームの設置について検討してまいりたいと考えております。

また、当市の起業状況については経済部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○議長

経済部長。

○経済部長

私のほうから御質問のありました本市の起業状況につきましてお答えいたします。

(大湯幸男)

黒石市で相談した7名の平川市民の方が創業したかどうかにつきましては、個人情報であり確認ができませんでした。

先ほど議員も言われました県内全ての創業支援拠点を活用し創業された126名中、平川市内で創業した方は3名いるということを県のほうから情報を得てます。3名の方の業種や開業資金などにつきましては、こちらも個人情報ということで確認ができませんでした。

参考までに、平川市商工会で昨年度創業などについての相談者は15名ありまして、そのうち6名が実際に創業されたと伺っております。以上です。

○議長

原田議員。

○10番

今、部長から相談者が15人あって6人が創業したと。大変いいことだと思っております。雇用拡大につながることで、非常に私は重要なことだと思っておりますので、その辺を捉えて創業希望者に対しては相談に乗ってやれるようお願いをしたいと思います。この件については

(原田 淳議員)

これで終わります。

次に4. 地方創生について。

地方創生。平成26年11月の国会でまち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律の地方創生関連2法が可決成立いたしました。

第1期においては、東京一極集中の是正や地方の雇用を確保といった基本目標が挙げられました。

新たに今第2期、来年度令和2年度から令和6年度までの施策を検討しているようです。その内容は、高校生を対象に地域の産業や文化への理解を深める教育を実施。また、東京一極集中の是正拡大を要請。地方の雇用確保など五つの基本目標に取り組むようです。

そのようなことから、当市の数少ない次代を担う高校を卒業した方々についてどのような進路へと進んでいるのか、これから質問いたしますのでわかっている範囲でお答えいただければと思っております。

①当市の立地企業の平成30年度新規高卒者、市内居住の採用状況について。

市内の全ての企業の就労状況、全社員は何人なのかは税務課に届け出をしている法人であれば、税務課で市内企業の就労数は答えることができます。ただそのうちの市民となれば、さらにまたことし高校を卒業し市内居住となりますと、なかなか税務課でもすんなり答えることは無理ではないかと思っております。

そこで当市の立地企業におきましては、平成30年度に高校を卒業した生徒の採用についてお知らせください。

また、そのうちの市内に居住している高校生は何人なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

②高卒者、市内居住、県外人口流失対策について。

青森県の課題についてということで大学2年生の方が「進学や就職で本県を離れる人が多く、若い人が減って県全体の活気が失われつつある。人口減少が止まらないことが最も大きな課題と考えている」。また、高校3年生は「地元就職したいと考えているので、働く場をふやしてほしい」。さらには、一般の方は「働く場がないので若い世代が地元から出て行き、人口減少に歯どめがかからない。何とか産業の誘致を」。このような人口減少に対する声が多く聞こえてきています。

今や人口減少から人口流失が止まらないう。皆さんも人口流出という言葉聞いたことがあるかと思えます。この地域に生まれ育った子供たち、高校生、若者が1人でも多く市内、地域内に就職をし、暮らしていけるよう取り組んでいってほしいと、人口流失という言葉が取り沙汰されてきました。

さて、県外への高校生の人口流出を防ぐ対策をしていかなければならないと思えますが、市ではどう取り組んでいこうとしているのか。もし対策など考えているのであれば、教えていただきたいと思います。

また、近年1人に対して何人の求人があるかを示す有効求人倍率が年々上昇しております。平成21年度に0.29倍だったものが、平成29年度には2.54倍、平成30年度には2.75倍。さらにことしの2月末では3.07倍で過去最高を記録しました。

青森県内新規高校卒業者の雇用状況は、求人倍率が年々上昇しているにもかかわらず、青森県内に就職する割合が減少しています。青森県内に就職した新規高校卒業者の割合は、平成29年3月卒で57.5%、平成30年3月卒で56.2%。半数近くが県外に出ています。平成29年の3月高等学校卒業生県内就職率は、全国平均で81.2%と非常に高い。

一方で先ほども言いましたが、本県は57.5%、全国で44位。ちなみに岩手県は67.8%で38位。秋田県でも65%で39位。青森県より10%ほど高くなっています。

さて、若者の市外、県外流出や人手不足に対応するために企業、関係団体、教育機関と連携しながら、高校生や大学生のニーズを捉えた多様な働き方が選択できる職場環境の整備、働きやすさや働く場所として、一人でも多く若い人から選ばれる地域にならなければならないと考えています。市内に居住する高校生の働く場の確保については、市内企業への関心や理解を深めてもらうことも重要と考えますが、市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

原田議員御質問の地方創生に関する質問2点のうち、私からは高卒者の県外人口流出対策についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、若者の多くが進学や就職のため県外に流出している状況にあり少子高齢化が加速する要因となっております。平川市に生まれ育った若者が地域で就職し生活して家庭を築ける環境づくりは、平川市の将来のために非常に重要な課題であると考えております。

市といたしましては、職場体験や国際化に対応する学習を通して、子供たちの職業に対する意識を高めるキャリア教育を行っております。そのような中で市内企業に対しましては、新商品開発や設備投資への支援等により地域産業の振興に取り組んでおります。

また、新たななりわいを生み出すため、創業・起業への支援も進めております。

総務省の発表した平成30年度人口移動報告によりますと、当市では民間宅地開発事業や子育て支援など移住・定住者に向けた取り組みにより、転入者が転出者を61名上回るという大変うれしいニュースがありました。

今後も働きやすい環境づくりを後押しするとともに、住宅支援制度などを継続し若者が住み続け働き続けることができる、若者に選ばれるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

市内の採用状況につきましては、経済部長より答弁をさせますのでよろしくお伺いいたします。私からは以上です。

○議長
○経済部長
(大湯幸男)

経済部長。
私からは、新規高卒者の採用状況についてお答えをいたします。
市内法人企業419社における従業員数は、平成30年度末で7,230人とな
っております。

市内誘致企業など43社につきまして、毎年企業概況調査を実施して
おります。回答をいただきました41社の中で、平成30年度新規高卒者の採
用人数は8社で100人となっております。そのうち、市内に居住している
高校生の採用は4社で21名となっております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。
まず、市長が今言いました県外への人口流出対策ということで61人ほ
どふえていると。新聞にも61人ではないんですけれども、二十数人ふえ
ているという形で前に載っていたのを私は見ました。大変いいことだ
と思っております。

それで高校生の地域入社は4社で、当市の場合は21人と。非常に少な
いような気がします。ですから、この辺についてやはり市内企業への関
心や理解を子供たちに掲げていただけるように、その辺の努力をしてい
ただきたいとそのように思っております。ということで私の質問はこれ
で終わります。ありがとうございました。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。
第2席、3番、福士 稔議員の一般質問を行います。
福士 稔議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
福士 稔議員、質問席へ移動願います。

(福士 稔議員、質問席へ移動)

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士 稔議員の一般質問を許可します。
議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。第2席、
議席番号3番、誠心会の福士 稔です。どうかよろしく願いいたしま
す。

私の今回の質問は、人材不足に関するあらゆる分野のことについてお
伺いをしたいと。そう思いまして題目は一つでございます。

今、日本社会は人材の不足、労働力不足が進み外国人に頼らざるを得
ない状況になりつつあります。少子高齢化、人口減少に伴い突出する高
齢人口の待遇、産業、ビジネス等人手不足が大きな問題となっております。

我が平川市も例外ではありません。基幹産業である農業を初め、あら
ゆる分野での人材不足、労働力不足の状況下にあると考えております。
将来来るであろう少子化と超高齢化社会に伴い、平川市市民の生活スタ
イルが一変するかもしれません。

そのようなことから、今後到来するであろう社会に向けて人材確保の
面からの市の産業、市民の生活向上に向けた将来像の考え方をお聞きし
たいと思います。

1. 人材確保における平川市の将来像について。

①農業関連における人材確保。シルバー人材センターも含ませていただきます。現在農業分野における労働力不足については、非常に深刻な問題となっており、農家みずからが人材を確保することも限界となっていると思われまます。このような状況を踏まえ、農業関連の現在の取り組みと平川市の農業分野での労働力不足対策の方向性についてお伺いをしたいと思います。

②商工産業における実態について。市内の立地企業からは、「募集をしても人が来ない」。そういうふうによく聞かれます。事業者の努力だけでは企業を維持できない。このことについて市としての考え方や支援策はあるのか。これを伺いたしたいと思います。

③サービス業、ホテル、温泉等の雇用状況についてでございます。サービス業においても、人材不足や雇用の確保が深刻な問題でございます。このことに関しては市が直接触れることはないと思うんですけども、市としての考え方や支援策はあるのか。それを伺いたしたいと思います。

④介護施設関連の人材確保状況についてお伺いしたいと思います。少子高齢化が急速に進む中で、介護保険サービスの確保は非常に重要なものと考えております。介護現場において、介護をする人材を確保できなくなったり介護保険サービスを継続できなくなる事業者があった場合、市としての対策はあるのか。また、現在の平川市の介護保険事業所の職員の適正人数と在職する職員数をお知らせください。

2点目として、2025年に団塊の世代が後期高齢者、75歳となるわけでございます。今以上に高齢化が進むと考えられております。そのような場合の対策は今から持っているのかどうか。それをあわせて伺いたしたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

福士 稔議員御質問の人材確保における平川市の将来像について。4点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目の農業関連における人材確保についてであります。議員御指摘のとおり、少子高齢化に伴う労働力不足は全国的に深刻な問題となっており、各業界で人材確保が喫緊の課題となっております。農業分野では、特にリンゴ栽培農家での労働力の確保が困難になってきており、その対策として、県の地域農業労働力補完システム構築事業、農協の無料職業紹介事業などさまざまな事業が展開されているところであります。

当市でも昨年度より労働力の掘り起こしのため、未経験者を対象としたりんご農作業体験事業を実施しておりますが、参加者が少なく頭を悩ませているところであります。

また臨時的・短期的労働の担い手でもあるシルバー人材センターにおいても、近年農家からの作業員の派遣依頼は増加傾向にあるものの、高齢化等により登録会員数は減少しており、特にリンゴ作業に従事できる

会員が少なく依頼に対し対応ができないことから、新規の依頼については受け付けできない状況であると伺っております。

このような状況ではございますが、当市基幹産業である農業の持続的発展のためには、短期的な労働力確保対策に加え長期的な労働力として、担い手の育成、確保が不可欠であると考えております。

国では、平成24年度から新たに農業を始める45歳未満の人に対し、最長で研修期間2年、就農後5年の計7年間、毎年150万円を給付する青年就農給付金事業を実施しており、現在は農業次世代人材投資事業と事業名を変え、今年度からは対象年齢を50歳未満まで引き上げるなど、就農支援を強化しております。

これまでこの制度を活用し市内で農業を始めた人は42名ですが、まだまだ担い手農家は不足している状況です。

少子高齢化の中で、今後も人口減少は避けられない状況ではございますが、農業に生きがいややりがい、楽しさを感じ魅力ある職業として捉え、一人でも多くの方が就農していただけるよう、また高収益作物への転換やスマート農業を活用した省力化など、引き続き担い手農家への支援対策を行いながら、人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工産業における実態についてお答えをいたします。

市内立地企業の採用状況につきましては、先ほど原田議員の御質問にもお答えいたしましたが、企業連絡協議会との会合などで、「市民を採用したいが、市外も含めて募集しても応募者が少ない。」という意見を伺っております。また、企業連絡協議会22社のうち、3社が外国人労働者を雇用している状況であります。

市としましては、企業力を向上させるため地域産業支援事業補助金や空き店舗の利活用の促進を行っております。また、県や関係機関との連携等により、企業の成長支援や販路の拡大、商店街の活性化、新規創業の支援等に努めております。

今後とも、若者が定住し市内で働きたくなる魅力ある住みよいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

続いて、ホテル等のサービス業の雇用状況についてお答えをいたします。

市内の主なホテル、温泉業者に聞き取り調査をしたところ、小規模な温泉では昨年度の求人はありませんでしたが、大規模な業者からは慢性的な人手不足であるとの声を伺っております。

国では、労働力を確保するため4月1日に出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法が改正となり、外国人労働者について宿泊業や外食業など14分野で単純労働のための雇用ができるようになりました。

市内サービス業においても、議員御指摘のとおり、今後ますます人材不足が深刻となり、外国人を雇用する企業もふえることが予想されます。

現在少子高齢化が進んでおりますが、できるだけ若者の定住につながるよう地元企業を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、介護施設関連の人材確保状況についてお答えをいたします。

介護保険事業者につきましては、介護保険制度により介護給付をしておりますので、事業者において人材の確保をお願いしているところではありますが、大変難しい状況であるというふうに認識をしております。

1点目の介護職員を確保できなくなり、介護保険サービスを継続できなくなった場合の市としての対策であります。サービス利用者が継続してサービスを受けることができるように、できるだけ本人の希望に沿う形での別の事業所を、市内の在宅介護支援センターや平川市地域包括支援センターにおいて紹介、調整をしております。市の介護保険事業所の職員数につきましては、この後健康福祉部長より答弁させます。

2点目の今後の介護人材の確保についてですが、まず2025年の当市の高齢化率は35.8%と推計されており、人口減少とともに生産年齢人口の減少等による介護人材の確保が課題となっているところでもあります。

国では第7期介護保険事業計画に基づく介護人材確保のため、介護職員のさらなる処遇改善、多様な人材の確保と育成、離職防止と定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境の五つについて取り組みを進めています。

市といたしましては、地域包括ケアシステム構築の一環としてボランティア、NPO、民間団体等、住民が主体となった介護予防・日常生活支援総合事業を充実し、要介護者数の抑制に努めることで介護現場の負担を軽減してまいりたいと考えています。私からは以上であります。

健康福祉部長。

私からは、介護保険事業所の職員数等についてお答えをいたします。

市内の主な介護サービスを確認したところ、デイサービスが14事業所で必要職員数は112人、在職職員数は117人。ホームヘルプサービスが5事業所で必要職員数は65人、在職職員数は59人。グループホームが11事業所で必要職員数は153人、在職職員数は150人。特別養護老人ホーム等の入所施設が8施設で必要職員数は234人、在職職員数は228人です。市内38事業所合計では、必要職員数は564人に対して在職職員数は554人で98.2%の充足率であります。

しかしながら施設によっては人材の確保に大変苦労しており、このような事業所は今後ますます増加していくものと考えております。以上でございます。

福士 稔議員。

それでは、①農業関連における人材確保から再質問させていただきます。

る言わなくてもわかっているとおり、本当に今農家の人たち大変な

○議長

○健康福祉部長
(三上裕樹)

○議長

○3番
(福士 稔議員)

んです。正直なところ。私も5月29日にシルバー人材センターの総会、傍聴をさせていただきましたけれども。とにかく人材がない。労働力がない。もちろん農家自体の努力も必要ですけれども。やはり職種ということもありまして。例えば水稲とかは機械化が進んでいろいろできますけれども。リンゴそれから畜産、もちろん野菜と。これは人の力、人のこの10本の指でないとなかなか仕事ができない。特殊なものはございますけれども。

やはり農業は平川市の基幹作業ですので、この農業が一番最初に守っていかなければいけないと。農業に付随する産業も大体農業人口、平川市26%ほどあるということですのでけれども、それに類似するぐらいの人があるそうです。

したがって基本としては、平川市は農業が基幹産業ということで、私は農業に関するものはできるだけ手厚く今後も考えていただきたいとそういうふうに思っております。特にリンゴのことに関してです。今、本当に人が少ないというよりも、国が進めています働き方改革、普通の製造業とか普通の大手の人は、IT産業とか産業ロボットを使ってそういうこともできますけれども。そういう観点ではなくここの平川市の実情を踏まえると、いろんなことから始めないといけないと思います。先ほど市長の答弁にもございましたけれども、この農業体験。これ、ことしからやっているものですが、なかなか参加者がいない。お隣の黒石市ではワーキングホリデーですか、先般も新聞に載ってございましたけれども。なかなかこういうことからしないと人がなかなか雇用できないのかなと。私はいつも思っております。

一番の基本的な考え方は賃金にあると思います。今青森県では最低賃金がたしか762円だと思っておりますけれども。今通常に一般の平均でいくと大体850円くらい。都会に行くと時給は1,500円です。この賃金格差が大きいんです。正直なところ。農家にとっても、ほかの企業さんにとっても全部同じだと思っておりますけれども。この賃金体制、事業者の努力も必要だとは思っておりますけれども。例えば平川市の産業に携わった平川市民の方は、何かの方策が講じられないものかと。これは今後いろいろお話しになると思いますけれども、やはりそういう観点からも賃金保証という、そういうことも考えていったらいいのかなとそう思っております。

リンゴに関してもう一つ言いたいことが。リンゴの作業員がシルバー人材センターに行ったときに言われました。リンゴ、今主流がわい化です。1本の高い木です。高いところの作業できません。これはシルバー人材センターで聞いた話です。低いところは腰が痛くてできないと。

使う人は大変なわけですね。私も雇用しています。私の園地は高いところございません。下もありません。したがって収量が少ないです。反別の場合では私の場合は収量が少ないです。でも来る人がそういう作業がすごくいいんだと。これからは収量を上げる農家ではなくて、やはり働く

人のためにつくる農業。働き方改革というよりも作り方です、リンゴの木。いろんな面からそういうことを考えていかなければならないと。そう思っております。

担当課においても私は農協さんやりんご協会さん、高品質のリンゴをとって多収穫でいい金額で。それはもちろん基本です。それはわかります。しかしこの労働力、これがなければ潰れるわけです。廃業になるわけです。そうすると大きな打撃になります。やはりそういう観点からも、担当課としてはそういう3者で今後の話をして、そういう方向性も模索して、指針をつくって。そういうことを私はやってほしいわけです。もちろん担当は農林課ですけれども、一番大きな団体があります。認定農業者もあります。そういうところと話をしながら、ただ雇用するとかでなくて働きやすい場所、環境を提供する。消費税も上がりますけれども、賃金も上がるわけです、物が高くなれば。

そういう状況を踏まえた5年後10年後のあり方です。そういうことを考えていただきたいと思いますので。私今これに関して1点。農業体験。多分昨年少しやったと思うんですけども、その状況と今後。農林課、市長でもいいです。そういう考えがあるのか、これからどうしていけばいいのかなというお考えがありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

福士 稔議員の再質問。まず私のほうからリンゴの農作業体験ということで、昨年も実施しておりました。ちょっと数字はあれですけど、4人というふうに聞いておりました。ことしもポスターを貼って募集しておられますけれども、今のところはないというふうに聞いておりました。

5年後10年後のリンゴを維持するために、何か計画ということの御提案でありました。確かに平川市認定農業者連絡協議会がございます。そちらのほうの大きい団体ともやはり真剣にこれから5年後10年後、労働力不足につまましてどういうふうな対策が必要なのか。それに対し、市としまして何ができるのか、その辺を考えてまいりたいと思います。

他市のほうではいろいろ福士議員今言われました高密植、広報とかいろいろやっていましたけれども、果たして平川市でもいいのかその辺を踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長

福士議員。

○3番
(福士 稔議員)

よろしくお願いたします。これ本当に大変なことだと思います。今すぐ解決できる問題ではありませんけれども。やはりこの産業を守っていく、そして生活を向上させて平川市は市民税をいただくと。そういうバランスをとった政策というものを私は必要だと思いますので。今回は農業関係だけですけれども、そこら辺のところ十分考えながら進めていただきたいとそう思います。

それでは、②商工産業における実態についてお伺いをいたします。

先ほども言いましたけれども立地企業。企業だけではございませんけれども創業してる人もございますけれども。非常に市内を回ると求人看板、すごいです。ないところがないくらいです。やはり全ての質問の中に入って行くわけですが。もちろん賃金とかそういうのがあると思います。あると思いますけれどもこんなに道路を走って看板、求人広告。これ、私はちょっと異常じゃないかと思っているんです。

都会であれば、賃金格差が是正されてある程度のものがいきます。でもこの平川市の人は、やはりそういうのが魅力で出て行く人もあるわけですね。先ほどの原田議員のことにも触れますけれども、そういう対策というよりも、そういう方向性を市としては参考として提示をするべきだと。立地企業側に対しても。企業側としては、安い賃金で雇用して最大限のものを上げるというのが基本だとは思いますが。そんなことばかりしていれば、大手の企業に労働者の人口が流出していくわけですね。行ってしまえば帰ってきません。正直なところ。

そういうことも考えれば、それこそ少子高齢化全部当てはまっていくわけですが。この人材不足というのが平川市に与える影響って、これからはすごく大きくなると思うんです。だから、今から手を打って考え方をまとめてやっていければというのが私の思いなんです。

立地企業。商工産業ですので。例えば先ほど言いました企業連絡協議会、この賃金のことにも触れますけれども。そういうものに参加してそういう発言ってあるものなんでしょうか、どうなんでしょうか。担当は違うかもしれませんが、そこら辺もしわかっていたらお願いしたいと思います。企業の中でそういうことが話し合われたものに、参加をしているのかどうか。お願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(大湯幸男)

福士議員今御質問の企業連絡協議会のほうに参加しているのかということでございました。実は、私も今年度の企業連絡協議会の総会に出席いたしました。そのあとの懇親会の席で先ほど市長の答弁にありましたように、なかなか募集しても人が集まらないというふうな話は聞きました。以上です。

○議長

福士議員。

○3番
(福士 稔議員)

わかりました。それこそ役所で企業の中身まで入っていけないのはわかっていますので、それ以上の質問はいたしませんけれども。そういう観点からも、いつも頭の片隅には置いてほしいと私はそう思いますのでひとつよろしくお願いいたします。

続きまして③サービス業、ホテル、温泉等です。

実は2月、新たな外国人材の受け入れについてということで、多分平川市で平賀東小学校の改築見学会のとき、私それに出席しないでこっちに行ってきたんです。青森市のほうへ。それで今までの技能実習生以外に、新たな外国人材を受け入れる制度ができた。先ほど市長も答弁の

中にございましたけれども、私も2時間半くらい話を聞いていたんですけども。

非常に難しいです。難しいんですけども、今後は外国人実習生というのは、それこそ非常に厳しいわけです。ランクが厳しく。これはあるものさえ、例えば管理団体とかそういうものがきちんとしていけば、外国人材という労働者専門を受け入れることができるわけです。

これについては、ことしの4月から施行ですので。平川市の職員の方も3名ほど行っておられましたけれども。まだまだ先のことだと思っておりますけれども。

いずれにしてもホテル、温泉等の方々が結構いました、その中に。大手、大きいところは外国人材というのも、主に女性です。接客業です。そういう方を求めていると。当平川市からも2名ほどおりましたけれども。

そういうふうにこの人材不足っていうのは、すごい労働力不足、深刻化してるんです。全ての分野ですけども、今はこういうことを先に考えていかないと。私は、確かにいろんな起業や創業やるのもいいです。いいんですけども。ものはやっても働く人がいないということは、大変なことになるわけです。そこら辺も含めてこの問題については、私は、担当課もございますけれども、そういうお話の追求というか再質問はしませんけれども。そういう観点で2番目と3番目のこの問題、今後のことを重要に考えていただきたいと思います。答弁は求めません。

4番目、最後になります。介護保険制度についてです。

配付されました第3次地域福祉計画には少子高齢化2025年には団塊の世代と、まあいろいろ書いてございますけれども。年少者人口、平成30年のものです。ゼロ歳から14歳まで子育て世代の人口、11%。生産年齢人口、いわゆる働き世代の人口、56.2%。そして65歳以上の高齢人口、32.8%。

先ほど市長も2025年には35.8%というふうに言われましたけれども、この子育て世代それとこの高齢者の間にある働き世代の人、私これから大変だと思うんです。本当のところ。

ですからこの介護保険、一部デイサービスが行われていないという話も聞いたことございます。これは本当かどうかわかりません。わかりませんが、この介護保険制度、お年寄りがだんだん多くなるわけです。そして子供たちは、これ以上あんまりふえないだろうと予測されていると思います。

この超高齢化というのは平川市のこの生活スタイルがひょっとすれば影響していくんじゃないかという危惧というか、非常に私心配しているんです。もう私も10年たてばそうなります。ここにいる方の半分以上はそうなると思います。そういうときに我々が議員をしていて、それがもしうまくできなかったとすれば私はがっかりすると思うんです。

そういうことも踏まえて、先ほど適正人数と在籍する職員数、ほとんど拮抗して98%程度と。これはこれでいいと思いますけれども。これからはだんだんと減っていくんだという答弁でございました。

こういうことを考えていくと、非常に介護保険サービス、破綻はしないだろうけれども平川市独自できちんとできるという試算をもってやるのか。今現在は自信を持っているのかそこら辺のところ聞いてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

高齢化率がますます上がっていくわけでございまして、介護に依存する人も多くなってまいります。議員御指摘のように、この問題は当市のみならず社会全体としての問題で考えていかなければなりません。人材に関しましては非常に、施設に従事する職員だけの介護というのは、今後の対応は難しくなってくると思います。ですから国の指導もありまして、総合事業のほうにいわゆる地域とも連携をとりながら高齢者の見守りといいますか、そういうことを進めていくというようなことが非常に大事になってくると思っております。ただ高齢化率が進むとともに、人的な介護の必要な人っていうのも非常にふえてくるわけで、その対応というのは今後とも考えていかなければなりません。

市としては今後とも国の動向等を注視しながら、消費税10月、10%にアップした場合にはそういうふうな形のものにも入ってくると思っております。そういう状況の中での今後の高齢社会に対する市の対応というものは考えていかなければならないと考えております。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

ありがとうございました。いずれにしてもこの四つの問題、非常にすぐ解決もできないし、長い期間かけて改革をしていかなければならないと私も思っております。

今、私がなぜこういうことを今さら言うのかと思う人もあるかと思いますがけれども、この人口減少それと人材の確保、これができないと市としては前に進めていくことができないと思うからです。

いろんな政策はいいと思います。いいと思いますけど、今ここに生きている平川市民がどうやって生活を安定していくのか。そしてまた他町村から、例えば県外から人を連れてくるとか、そういう構想もあると思っておりますけれども、まずはここでできること。そして地元の就職をあっせんすること。そういう手短なところから始めていければなど。私はそういう思いを込めて、理事者側には今後とも大いに奮起をしていただいてやっていただきたいとそう思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

3番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

11時40分まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○6番

それでは議長のお許しを得ましたので、3席、議席番号6番、誠心会、

(佐藤 保議員)

佐藤 保の質問に入らせていただきます。

平川市は田植えも終了して、山手から見おろすと一面に水をたたえたダムのように見えることができます。いつもの毎年、今の時期の風景であります。穏やかな田園風景の中にも水田はきっちりと線引きされて、それが行政区域や生産団体区域を越えて持ち主が点在し、入り組んだ状態になっております。農業機械のコスト削減にあわせ、農地集約の促進によつてのコスト削減も、米づくりの重要な検討課題であります。

続いて、金屋地区の山林火災でリンゴの薬剤散布用のスプレーが大活躍したというお話を紹介してから、質問に入りますことをお許してください。

5月18日午後、田植えの最中でありましたけれども、消防車が山に上がるのを確認しました。しばらくして「山火が発生しております。スプレーをお持ちの方は水を満タンにして消火に御協力ください。」と町会長の一斉放送がありました。11台が山に登り、消防署の指示のもとで消火と延焼防止に協力、活躍しました。

分団の若い人の機転でスムーズに事が運んだものですが、赤いスプレーに分団2号車、3号車などと後で話の中に出たのを思い出します。単一の目的でしか使用できないと思われている農業機械が活用でき、これからの地域防災を考える上での良好事例だと思いたしましたので、紹介させていただきます。

さて私の質問に入らせていただきます。一つ目は第3次平川市地域福祉計画について、二つ目平川市の公共交通について、そして三つ目として平川市体育施設の現状についてであります。

それでは順次質問に入らせていただきます。一つ目、第3次平川市地域福祉計画についてであります。

昨年12月議会で私は、第2次計画について質問させていただきました。第2次の計画策定に当たつての文章にいたく感動してその一部を読ませてもらいましたが、まさに行政の仕事がここに濃縮されていると思つ

たからであります。

第3次平川市地域福祉計画の「はじめに」のページに記載されている市長の御言葉に地域の福祉力向上とありますが、市長がお考えの地域の福祉力向上についてお知らせください。これが一つ目。

二つ目になります。住みなれた地域で安心して暮らすことについてであります。

これは地域包括ケアシステムのうたい文句でもありますこの言葉が、第3次計画でも当然のごとく記載されています。誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりとは、市の行政全般のこととして捉えることできるのですが我が平川市に置きかえますと、どのようなことでもありますかお知らせください。

三つ目になります。こころの健康診査について。

先般、市で行われたこころの健康診査についてお知らせください。

アンケート用紙を5歳刻みの年齢に配布していますが、アンケートの内容、設問が結構プライバシーに関わる部分もあり、実際対象となった方たちの疑問視する声が聞こえてきております。

このこころの健康診査を市で開始した経緯、またアンケートの回答率と、その回収した結果これまでどのような効果があらわれているかについてお伺いします。また、今後もこの事業を継続していくのかについてもあわせてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

佐藤 保議員御質問の第3次平川市地域福祉計画についての質問、3点のうち私からは2点についてお答えをさせていただきます。

まず、地域の福祉力向上について市長はどのように考えるのかという御質問でございます。

平成26年度から5年間の期間として策定した第2次平川市地域福祉計画では、第1次計画からさらなる地域の福祉力の向上を目指しました。今回、第3次となる平川市地域福祉計画策定においても、第2次計画から引き続きさらなる地域の福祉力の向上を目指しております。

また、福祉を初めさまざまな分野において地域でともに助け合い、地域課題に対応する地域力の重要性が増し、地域と行政が連携して地域力を高める仕組みが必要とされています。

地域の福祉力とは、地域が多様性を受け入れ、出会いの場、協働の場、協議の場づくりを通じて、地域のあり方を主体的に構想していく能力のことであり、住みなれた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人など身近な方々との支え合いや助け合いなどのつながりを保ちながら、自分の持っている考えやアイデア、技術などを生かし、誰もが自分らしく誇りを持って、安心して暮らし続けられる地域社会をつくることでもあります。

そのために、自分でできることは自分でする力「自助」、隣近所の支え合いの力「互助」、町会等の地域住民、ボランティア、NPO活動等の組織的な支え合いの力「共助」、行政による支援「公助」の連携・協働による体制を地域につくっていくことが重要であります。

行政を初め社会福祉協議会、社会福祉法人、地域団体、NPO法人、ボランティア団体など地域社会を構成するさまざまな活動団体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、地域住民の持つ生活課題を把握して、解決する力を高めていくことができるような取り組みを推進していく。このことが、私の考える地域の福祉力の向上であります。

次に、住みなれた地域で安心して暮らすことについてであります。

地域福祉計画では、子育て支援、健康づくりや介護予防、地域包括ケアシステムの推進、相談体制の強化などによりさまざまなサービスを充実することにより、支え合いの体制を支援することとしております。

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりについては、行政のみならず、市民一人一人がまちづくりの主役であるため、先ほども述べましたが、自助、互助、共助、公助の連携・協働により、地域で課題を克服していく体制をつくる必要だと考えております。

3点目のこころの健康診査については、健康福祉部長より答弁をさせます。私からは以上です。

健康福祉部長。

こころの健康診査についてお答えをいたします。

こころの健康診査につきましては、当時の平川市男性の自殺者の割合が、男性の全国市の部のワースト1位であったことから、専門家である青森県立保健大学の大山教授の指導を受けて、うつ病スクリーニング事業として、平成20年度より実施しているものでございます。

この事業は、30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方を対象としておりまして、保健協力員にアンケート用紙の配布・回収をお願いしており、これまでの回答率は平均約50%となっております。

アンケートの内容につきましては、全国的に鬱傾向を調べる検査で使われている項目をもとに、自殺を考える方や鬱傾向の高い方の回答が顕著にあらわれるよう作成されたものであります。ですから、鬱傾向の低い方におきましては、議員御指摘のとおりこの内容に違和感を抱かれる方もあろうかというふうに思います。

しかし、このうつ病スクリーニング事業を初めとした自殺対策の諸施策の展開により、当市の自殺者数は減少傾向であります。

効果の見えにくい自殺対策施策のうち、うつ病スクリーニング事業は、自殺予防に効果がある事業として県でも推奨しているものであり、今年度からは、この事業の対象者を70歳までに拡大して実施しているところです。

全国平均と比較すると、依然として自殺死亡率の高い当市においては、

○議長

○健康福祉部長
(三上裕樹)

自殺対策施策の拡充は急務であり、当事業の継続は不可欠なものと認識しておりますので、皆様の御理解を得ながら今後も事業を継続していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございました。①、②に関しましては市長、お話しされましたとおり着実に進めていただければと思います。非常に大事なことでありまして、何とぞ先ほどのお話のとおりです。お願いしたい。

③番、こころの健康診査につきまして継続するというところで、捉えてよろしいのでしょうか。私、あの設問内容を見て嫌気が差したという話を聞いて、捉え方によってそうとられるのかと感じたこともありますし、それで今回の質問にさせていただきました。この設問内容で、また同じやり方でいくのかどうか、ちょっとお答え。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

アンケートの内容につきましては、設問の内容につきましては先ほどもお答えしましたが、全国的に医療機関などで使われている鬱傾向をはかるために用いられるチェックシートというものがございます。名称としては、SDSというようなものでございますけれども、これを参考に青森県立保健大学のほうで研究のもとに作成した設問内容ということでございまして、鬱病の早期発見に役立つというふうに考えてございますので、今までどおりの内容として進めていきたいと考えております。以上です。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

あの設問方法ではやる意味がないのではないかと、私は正直感じております。あの設問をしっかりと答える方は、もうある程度クリアした人間、方だと思います。本当に、悩んでいる人の心を見るような設問ではないような気がするんです。もうあれはやめたほうがいいのではないかと、正直私個人的な見解として受け取ってもらって構いませんけれども、もう少し設問内容を変えるとか、それからアンサーがない。「良好です」というその一言だけです。全部の設問に対して、「異常なし」というその答えだけの回答なんです。せめて出したのであれば、もう少しその人の状況とか判断して回答がくればいいんですけれども。どう見ても、あれはやる必要がないんじゃないかと。

あともう一つは、他の市でもいろいろ取り組みはされています。隣の黒石市も、これはネットをやる方しか入り込めないんじゃないかと思っておりますけれども、「こころの体温計」というそういうホームページから入っていけるようなのがあります。あれだったらもう少し、きっちり自分の入力したのにアンサーがあるんです。金魚の絵で何か表示していましたけれども、あれは結構おもしろいけれども、要はインターネットやる人じゃなければ、スマホとかインターネットとかやる方じゃなければ入っていけない。

- 議長
- 健康福祉部長
(三上裕樹)

しかし、今平川市でやられている方法はもうちょっと考えて進めるべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉部長。

まず、結果の通知が例えば「良好である」という単純なものに終わっているということについてですけれども、アンケート調査票を出していただいた方には結果を通知していると。問題がなければ「良好である」そして、点数が基準以上であれば「ややこころが疲れている」、もう一つは記載が漏れていたりした場合には「判定不能」とその3点を結果としてお返ししているということでございます。

ただ、その通知の中には結果を記載するというもののほかに、例えば「こころの健康、体の健康は大切である。」と。「気分の落ち込み、眠れないなどの心のサインを感じたらどこどこに相談してください。」というような文言も記載はしてございます。

それから、この鬱病スクリーニングが鬱を鬱病の方、もしくは抑鬱状態の方をスクリーニングすると、選別するというような趣旨でございますので、それ以上のことは結果の通知のほうでは、良好の方についてはしてございません。そして、内容が非常にデリケートな内容でございますので、例えば拒否をされる方、気分が悪くて回答できない、回答しにくいという方も中にはいらっしゃるかと思います。ただ、もちろんこの調査票というのは強制でもありませんし、途中で辞退することもできるということで、通知のほうには記載してございます。

そして、青森県立保健大学のほうからはこの回答をしない方においても、市がこのような鬱スクリーニングを調査をしているという事実を御本人が知ること自体で、自殺の予防の効果はあるものというふうに言われておりますので、今後も続けていくというようなことの根拠としてはそういうところがあります。

そしてもう1点、黒石市で行われている「こころの体温計」とかそういうものだと思います。恐らく、パソコンとかスマホでチェックできる、これはいわゆるセルフチェックということで御自身が御自身の状態をチェックしていきながら御自身の状態を確認していくというものでございまして、先ほど申し上げました私どもが行っている鬱病スクリーニング、結局鬱の状態の方を判別、選別していくということとは少し観点が違うものでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。以上です。

- 議長
- 6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

先ほどちょっと聞き漏らしましたけれども、回収率それと今ほどのスクリーニングの結果です。ひっかかった人とか、異常なしとかその数を教えてください。

- 議長
- 健康福祉部長

健康福祉部長。

平成30年度の鬱病スクリーニングの結果でございます。

(三上裕樹)

対象者が2,645人に調査票を配布してございまして、回収数これは1,433人、回収率は54.2%。そして、一次陽性として判断した方が271人、二次の陽性として判断された方が27人。そして、最終的に要フォロー者として、観察見守りをしている方が6人でございます。以上です。

○議長

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午後12時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

それでは午前中に続きまして、私の質問に入らせていただきます。

午前中は第3次平川市地域福祉計画についてでありまして、御丁寧な回答ありがとうございました。最後のこころの健康診査につきましては、これは回答を求めるものではないんでありますけれども、設問数が少ない、あれで何が判断できるのか。あとあれは医療行為であるので、あの設問内容は医療行為である。あれはアンケートでやっていいのかという、そういう疑問もありまして今回の質問に入ったわけでありまして。それはよろしいと。

次の質問に入らせていただきます。2番目の質問になります。平川市の公共交通についてであります。

このところ連日のように、高齢者の絡む交通事故が発生しております。事故が事故を呼ぶと申しますか、マスコミも色々な観点から分析して報道しているわけでありまして。その中で高齢者ドライバーの免許返納が大きな問題として上がっております。

さて今平川市で一定年齢以上の免許返納となれば、それこそ地域包括ケアシステムのフル稼働が発生することになります。まず赤字だからと云々の路線廃止や、地元からの要望がなかったからとの言いわけは通用せず、本気で身を切る思いで市民の足としての循環バス、コミュニティーバスの再構築が必要だと考えます。

それでは質問に入ります。一つ目、公共交通の現状についてお聞かせください。

昨年暮れに、尾上地域の路線バスの廃止と減便が行われ利用者からは不便になったという、半ばあきらめの声が聞こえております。そして先日配布されました時刻表で、改めて一定の地域に偏っているのが気づいたようで、私のところへも問い合わせがきております。まず改めて、現在の平川市の公共交通の現状についてお知らせください。

次に二つ目であります。高齢者ドライバーの実態と免許返納について。

いずれ更新時期には、認知症機能の検査が半ば義務付けられました。平川市の75歳以上の免許保有者数がわかっていたら、お知らせいた

だければと思います。

ついに、国も75歳以上を想定して、高齢ドライバー専用の新しい運転免許をつくる方針を打ち出しました。そして、昨日のニュースですが東京都ではこれは対象年齢と開始時期はまだ未定としておりますが、踏み間違い防止装置に9割の補助金を出すとのことでもあります。

ということからも、平川市の今の75歳以上の現状はどうなっているのかお知らせください。

三つ目、新たな公共交通システム構築についてであります。

少子高齢化の状況下で、公共交通の重要性がますます浮き彫りにされてきました。平成30年12月議会でも、私が同じ質問をして新たな公共交通網について検討をするという御回答をいただきましたが、具体的にどのような方法で進めていくのか、スケジュール等も含めてお知らせいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

佐藤 保議員御質問の公共交通についての質問、3点についてお答えをいたします。

現在、平川市が実施している地域公共交通としましては、平賀地域で平川市循環バスを、新屋・尾崎線、唐竹・広船線、杉館・松崎線、岩館・大坊線の4路線で運行しております。

また、碓ヶ関地域と平賀地域を結ぶ碓ヶ関・平賀線バス、そして尾上地域における路線バス廃止や減便に伴った公共交通の空白地解消のための代替交通として、昨年12月より予約制の乗り合いタクシー尾上日沼線と尾上金屋線を実証運行しており、市民の方々の公共交通の確保に努めているところです。

それぞれの詳しい運行状況につきましては、企画財政部長より答弁をさせます。

次に、高齢者ドライバーの実態と免許返納についての御質問であります。当市における高齢者ドライバーの免許保有数と、運転免許の自主返納に関する施策についてお答えをいたします。

青森県警察本部交通部運転免許課が公表する運転免許業務推進状況等によりますと、当市では平成30年末現在で75歳以上の高齢運転者が、男女別で男性が1,165人、女性が529人の計1,694名となっており、割合では当市の運転免許保有者全体の約8%となっている状況であります。

次に、当市における運転免許の自主返納に関する施策についてであります。現状では関係機関と連携しながら高齢者ドライバーの自主返納の啓発を初め、交通安全に関する啓蒙活動を主体としており、免許返納者への直接的な支援策は実施してございません。

次に、新たな公共交通システム構築についてであります。

地域公共交通につきましては、現在のところ新庁舎開庁に伴う市役所

の機能集約により、新庁舎へ来庁する市民がふえるものと想定されることから、それに合わせた再編成を進めていくこととしております。

今年度6月末をめどに、市民の方々の公共交通に対する具体的なニーズの把握を主な目的としたアンケート調査の実施、また実際に利用されている方々から御意見をお聞きするための乗り込み調査を実施することとしております。あわせて、今年度の平川市地域公共交通協議会にアンケート案やその結果を示し、今後の地域公共交通再編へ向けた協議を進めてまいります。私からは以上です。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長
(西谷 司)

私のほうからは、1点目の公共交通の現状についての御質問の中で、それぞれの運行状況について御説明いたします。

まず、平川市循環バスの平成30年度の利用状況であります。運行している4路線分の合計利用者が延べ2万3,754人、1日当たり68.4人、1便当たり3.4人となっております。平成29年度の延べ利用者数2万5,647人と比べますと、1,893人の減となっている現状であります。

続いて、碓ヶ関・平賀線バスの実績につきましては、平成30年度の利用者が延べ1,300人、1日当たり8.3人、1便当たり1.7人となっております。

続いて、昨年12月から尾上地域で実証運行している乗り合いタクシーについてであります。3月末までの利用実績を申し上げますと、まず津軽尾上駅と日沼地区を結ぶ尾上日沼線につきましては、4カ月間で実際に予約があり運行した便数は299便、利用者が延べ485人、1日当たり4.9人、1便当たり1.6人となっております。

次に、津軽尾上駅と金屋地区の間を土日祝日に運行している尾上金屋線ですが、4カ月間で実際に運行した便数は15便、利用者が延べ19人、1便当たり1.3人となっております。以上でございます。

○議長

佐藤 保議員。

○6番
(佐藤 保議員)

ありがとうございました。実績数でありますけれども、これは大体了解いたしました。いずれ、私の地区でありますけれどもかなり不便を感じているということで、半分に便数がなくなったわけであります。

先日、田植え時期にも高齢の方、若干腰を曲げながら黒石方面に歩いていく人を見受けられております。その後も何回か高齢者が歩いて移動している。ちょっと気になりましたけれども、こういう上で詳細な質問に入らせていただきます。

○議長

佐藤議員にお願いいたします。

○6番
(佐藤 保議員)

もう少し声を大きくするのか、口をもう少しあけるのかよくわかりませんが、もう少し聞き取りやすいようにぜひお願いいたします。

それでは詳細な質問に入らせていただきます。

市長、お話ありましたけれど新庁舎完成に合わせて、システム見直しということでもありますけれども、それまでは待てないんじゃないかと。

もっと早目に早い時期に、そういう循環バスあるいはコミュニティーバス、一部に偏ることなく全員に行き渡る形で再構築、ぜひお願いしたい。

それに新庁舎だけではないです。今、平川市は中心部に体育館もできていますし、それから陸上競技場、大体全ての主要施設が中央に集まっているわけであります。これらを利用するには、やはりここでもまずあれなんですけれども、合併して何もいいことなかったという声はまだ聞こえております。それを解消するには、距離感を解消するしかないんじゃないかと。それぞれの地域で感じている距離感を縮めるためにも、この公共交通しっかり構築していただきたい。

車がなければ買い物できない人が、もう既に出ているわけであります。子供の通学で、家族の送り迎えが日常化しているわけであります。先ほどの実績の延長とありますけれども、高校生を駅まで送り迎えしている家族がいっぱいいるわけであります。ここら辺をうまく解消していただきたい。

それから、介護施設関連で最後の福士 稔議員の質問にもございました。いずれこのままでいきますと、介護施設の車だけが市内を走るようになってしまうのではないかと、そういう心配もされます。

そういう高齢者、特に団塊の世代をターゲットに最後まで元気でその地域で過ごせるような構築をぜひお願いしたい。そうすることによって、社会保障費、それから福祉費はかなり削減も期待できるのではないかと。高齢者が自分の意思で、買い物や通院ができる、施設の車に頼らなくても自分の意思で移動できる、そういう構築をお願いしたい。子供たちが安全に図書館やスポーツ施設を利用できる、そういう公共交通システムをお願いしたい。

それと、もう一つは平川市の観光地数々あります。それから、温泉もあります。直通は無理としても、一つぐらい乗りかえて大体平川市全域に行けるようなそういうシステムであれば理想的であります。一つ乗りかえて碓ヶ関の温泉に行ってくるかと、そういうような何とか交通網を構築願えればと思いますけれども。その辺ちょっと市長、新市庁舎に合わせてではもう。その前にやらなくちゃいけないんじゃないかと、私感じますけれどもいかがでしょう。

市長、答弁願います。

新庁舎の開設に合わせるのではなく、もっと早目に循環バスや高齢者に対する公共交通の確保に努めるべきではないかという御質問にお答えをいたします。

ただ、これは議員の御指摘はごもっともだと思いますけれども、アンケートとかそういうことを抜きにして、実態を把握した上でないとやっぱり公共交通の確保というのはなかなか難しいと思います。決して、費用対効果だけではなくしてやっぱり現状をさらに詳しく調べた上で、議員から歩いている人がいるという御指摘もございましたけれど、そうい

○議長

○市長

(長尾忠行)

うとも含めながら現状をまずは確実に把握した上で、その上でどうい
うふうなルートがいいのかというのを構築していきたいなというふう
に思っております。それが新庁舎ができる前に構築できれば、またそれほ
どよろしいかとは思いますが、まずは今6月に改めてまたアンケート調
査等さまざまな調査をした上で、どういうルートがいいのかというこ
とを、これから検討してまいりたいと思っております。

先ほどまた合併のことについても、御指摘がございました。その距離
感を解消しないとというふうなことでございますが、これは確かにある
とは思いますが。旧平賀地域にだけ中心施設があるというふうな御指摘で
ございましたが、それではその施設を分散したほうがいいのかというこ
とになると、それはまた別の問題ではないかというふうに考えます。そ
ういうふうないわゆる建物の、尾上地域にそういうふうなスポーツ施設
がないかという尾上地域にもありますし、碓ヶ関地域にもございます。

ですから、感じ方はさまざまあるかと思いますが、現状の中で平川
市としてどういうふうな施設整備のあり方がいいのかというのを平川市
公共施設等総合管理計画の中で、きちんと議論しながら進めていって
おりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長

○企画財政部長
(西谷 司)

企画財政部長。

私のほうからは、2点目の再質問の件にお答えいたします。

観光面での公共交通の構築についての御質問でございますが、現在平
川市で実施している地域公共交通につきましては、市民の方々の移動手
段の確保を第一として実施しているものでございます。

議員御指摘の観光周遊等を目的とした循環バスや乗り合いタクシーの
件につきましては、現在のところ運行する予定とはなっておりません。

しかしながら、当市の観光振興と連携した取り組みが必要となった場
合には、そのやり方について検討していくことになると思っております。
以上です。

○議長

○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございます。ぜひ検討のほどよろしくお願ひしたいと思
います。

あと市長のお答えに関してでありますけれども、いずれ施設を私は否
定するものではありません。立派な施設ができて、すばらしいことだ
と思っているわけでありまして、それを利用する市民を各地域から
集めなくちゃいけない。そこら辺をやはり公共交通という観点から私提
案させていただきました。よろしくお願ひしたいと思っております。

あともう一つ、公共交通を論じる上でアンケート、若干少し危険性が
あります。最初の質問のアンケートもそうでしたけれども、アンケート
で事を進めようというのは、やはり若干偏った進め方になってしまう
んじゃないかと。やはり公共交通に関しては、ある程度採算は度外視しな
くちゃいけないと思っております。もう赤字路線だからといって廃止など、と

んでもない話であって。やはり利用者中心の進め方でアンケートじゃなく、できるならば個別調査に近いような形。要は国勢調査ですか、そこまでやればちょっと事務方としてきついでしょうけれども、そこまで利用者の中に入っていかなければいい公共交通システムにはならないと思いますので。単に、アンケートで解決しようというようなお考えはちょっとおやめになっていただければと思います。

大体、公共交通に関してはある程度スケジュール先になってもよろしいと市長のお答えいただきましたので、全て市庁舎できてからということではなくスケジュール先にもってくるというお話も言いましたので、これで私の2番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、三つ目の最後の質問に入らせていただきます。平川市の体育施設の現状について。

スポーツで元気。このあれはかなり浸透しています。素晴らしいものがある、平川市の子供たちのスポーツに対する考え方、姿勢も素晴らしいものがありまして、各地で活躍している声も聞こえてきております。

今現在、①新体育館建設の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。今現在、大型クレーンが2台ドームの向こう側に見えますが、新体育館の工事が急ピッチで進んでおります。防災拠点の機能を付加した、近隣市町村では初めてのもので早い完成が期待されるものであります。現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、まずお知らせください。

二つ目、既設施設の利用状況と課題についてということで質問させていただきます。

新体育館の建設もそうですし、陸上競技場も新しくなりました。新しいものは期待が大きいのでありますが、既設のものの管理もしっかりしていかなければまさに本末転倒となってしまいます。今現在の平川市の各スポーツ設備の利用状況を、簡単にお知らせいただければと思います。

あわせて尾上テニスコートの照明設備にふぐあいがあり、2年前から利用者に不便をかけているというお話が聞こえてきておりました。その状況もお知らせいただければと思います。

三つ目になります。今後の指定管理の予定についてということでありますけれども、現在平川市スポーツ協会に管理委託している施設が多いと感じますが、新旧混在する施設の今後の管理方法についてお知らせください。

以上、よろしく申し上げます。

市長、答弁願います。

平川市の体育施設の現状に関する御質問3点のうち、私からは今後の指定管理の予定についてお答えをいたします。

市内には社会体育施設が13施設あり、そのうち9施設については、NPO法人平川市スポーツ協会が指定管理者として施設管理を行っております。現在、市で直営管理している平賀屋内運動場、平賀テニスコート、

○議長
○市長
(長尾忠行)

平川市陸上競技場及び平賀多目的広場の指定管理者制度導入については今後、関係部局において協議を検討し進めてまいります。

なお、直営管理施設について指定管理者制度を導入する場合は、平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例に基づき、平川市公の施設の指定管理者審査会において審査後、議案として議会に提出することになりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

佐藤 保議員の御質問、新体育館の進捗状況についてお答えいたします。

現在、新体育館は令和元年12月末完成を目指し工事を進めております。その工事内容については、体育館本体の基礎工事がほぼ終了し地上の躯体工事に取りかかっております。進捗状況は、5月末現在で29.5%となっております。

次に、今後のスケジュールについてであります。工事が順調に進みますと12月に完成し、完成後に各種備品等を整備し、令和2年4月の供用開始を予定しております。

続いて、既設施設の利用状況と課題についてお答えいたします。

平成30年度、市内社会体育施設の利用者数は30万4,079人であり、主な利用団体は小・中学校の部活動や市内スポーツ少年団が利用しているほか、各種教室・大会を開催するNPO法人平川市スポーツ協会を初め、各種競技団体等が利用しております。

管理方法につきましては、指定管理者であるNPO法人平川市スポーツ協会と毎月1回定期的に打ち合わせを行い、施設の状況を把握し、利用者が安全・安心に利用できる施設管理に努めております。

議員御承知のとおり、市内社会体育施設の中で平賀体育館、尾上体育館など老朽化が進んでいる施設があります。このため修繕等が必要となった場合、多額の費用を要する状況にあることが課題であると認識しております。

尾上テニスコートにつきましては、事務局長から答弁させます。以上でございます。

○議長
○教育委員会事務局長
(對馬謙二)

教育委員会事務局長。

私のほうからは、佐藤 保議員の尾上テニスコートの照明が点灯しない場所があるということでございますので、御説明させていただきます。

毎月、平川市スポーツ協会と定期的な打ち合わせを行ってございまして照明がつかない場所があるというふうな報告を受けまして、現場のほうを確認し、原因調査を行っております。それで、修繕可能な場合は修繕する方向で考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長

佐藤 保議員。

○6番
(佐藤 保議員)

回答ありがとうございます。いずれ平川市のスポーツ施設は随分利用者が多いということで、今言っていただきましたけれども。尾上テニスコートに関しては、2年前から、今現在スポーツ協会のほうからも問題提起はしているという件でありました。

そして、聞きますと単に設備が古いからと言っての問題なのかと調査しっかり今回の調査されるのであれば、精査していただきたいと思いません。電源入れてしばらくたってから切れるとか、何かそのはっきりしない状況で、まず中の配線とかのチェックちゃんとやっているものなのか、ちょっと心配であります。

いずれ、たしか状態とか箱はさびていますが、電気の配線そのものはそんなに外の箱と関係ありませんので、もう少し調査してできるなら安く済むのであれば、全面取りかえじゃなく一部取りかえ、要は電源入れてからしばらくして切れる、半分しか現在使えないわけでありませぬ。配線のチェックをもう一度されたほうがいいのではないかと。

あともう一つ、ナイター設備が使えないということで、結構勤めている方は夜の利用者が多いです。確かに昼、私この間見させていただきました。きれいに除草して、整備はしっかりしているように感じはしました。

しかし、あそこ夜使えることによってかなり利用者がふえるのではないかと。そういう利用者の不便だという声が聞こえましたので、今回この質問をさせてもらったわけでありませぬけれども、早い時期にある程度改修していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

あともう一つ続けて。指定管理のほうは今現在全ての施設がスポーツ協会とかそういうものではないんですね。なぜか今、お考えのところで結構ですので。少し答弁いただければ。

○議長
○教育委員会事務局長
(對馬謙二)

教育委員会事務局長。

指定管理の方法については、先ほど市長のほうからもありましたけれども、今後どのような形が指定管理者として、制度に望ましいのかも検討しながら、今後まだ業者とかも全然決まってはいませんので、今後検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

いずれかなり、スポーツ協会、プロ集団化しておりますので信頼もおけるのではないかとと思ひますが、要はここで申し上げたいのは、いろいろ新旧混在する設備を指定管理するわけでありませぬので、しっかり管理側との打ち合わせとか、月1回の打ち合わせということでありませぬけれども、何かふぐあい生じたらすぐ親身になって対応して管理者とこれからもすばらしい平川市のスポーツ施設運営に心がけていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

○議長
○12番
(大川 登議員)

第4席、12番、大川 登議員の一般質問を行います。
大川 登議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
大川 登議員、質問席へ移動願います。

(大川 登議員、質問席へ移動)

大川 登議員の一般質問を許可します。
議長から一般質問の許可を得ました、12番、大川 登でございます。
私の質問は、非常に単純な質問でございますので御答弁のほど、よろしく願いいたします。

それでは、スポーツ大会派遣に係る平川市の補助金についてを質問いたします。

まずは、ここに至った経緯について皆様に御説明いたします。昨年の12月に小学校のソフトボール大会が、春休みに行われる全国大会の県予選会としてひらかドームで行われました。激戦激闘の末、優勝を勝ち取ったのは小和森小学校や柏木小学校ほか、猿賀小学校や多数の小学校が合同となって少子化の影響で部活動ができなくなりスポーツ少年団として活動している平川ZEPHYRSスポーツ少年団というクラブチームでした。

ここまではそれはめでたしめでたしだったのですが、問題はここからです。一昨年の優勝チームは、平賀東小学校でした。全額公費で賄っております。

しかし、部活動でないという理由でその他の運動活動としてしか扱われず、一人2万円の補助金で行かざるを得なかったのです。同じ小学生が、こんな形で差別を受けるのは理不尽というしかありません。

そこで質問に入ります。現在平川市には、小・中学生のスポーツ活動を支援する補助金として、どのような補助金が設けられているのかお伺いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

大川 登議員の平川市学校教育振興会補助金について、スポーツ大会派遣に係る平川市の補助金についてお答えいたします。

スポーツ大会派遣に係る補助金として、平川市学校教育振興会補助金と平川市スポーツ大会参加に関する補助金の二つがあり、いずれも市内在住の小・中学生を対象としております。

平川市学校教育振興会補助金は、学校の教育活動の一環として行う部活動を対象としているのに対し、平川市スポーツ大会参加に関する補助金は部活動以外のスポーツ活動、いわゆるクラブ活動やその個人を対象としております。

補助内容につきまして御説明しますと、平川市学校教育振興会補助金は、4校以上による予選を勝ち上がって出場する県大会、東北大会、全国大会の参加料、交通費、宿泊費等として、大会の規模に応じ全額または2分の1を補助することとしています。

一方、平川市スポーツ大会参加に関する補助金は、東北大会以上の参加料、交通費、宿泊費として、大会開催地域に応じて上限額を定めています。具体的には、岩手県、秋田県が一人当たり上限5,000円、宮城県、山形県、福島県、北海道が10,000円、関東・甲信・北陸・東海地方が15,000円、近畿地方が20,000円、中国・四国・九州地方が25,000円となっています。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。
非常に額が小さいです、と思わざるを得ません。
では、部活動とクラブチームの意義についてなんですが、学校の部活動を対象とした補助金とクラブチームを対象とした補助金を比べると、部活動を対象にしたほうが手厚い制度になっております。

教育委員会では、部活動とクラブチームのスポーツ活動の意義をどのような形で認識しているのかお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。
部活動及びクラブチームのスポーツ活動の意義について、お答えいたします。

いずれのスポーツ活動においても、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育み、体力の向上や健康の増進に寄与するものと捉えております。

加えて、運動部活動は学校教育活動の一環として行われるものであり、学級や学年を離れて児童生徒が自発的・自主的に活動を組織し展開することにより、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成します。

また、仲間や教師との密接な触れ合いを通して、児童生徒の明るい学校生活を保障するとともに、児童生徒や保護者の学校への信頼感を高め、さらには学校の一体感や愛校心の醸成にもつながるものであることから、その果たす役割は大きなものであると認識しております。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。
非常に部活動というか、非常に意味はわかるんです。意味はわかるんですけれども、今この御時世、小学校から部活動が消えようとしております。それを考えると、これから一体どうしていくのかなというふうなことが、真剣に感じられます。

では、次もう一回質問します。近年、学校における働き方改革の取り組みが求められている中で、これまで学校で担ってきた部活動が当然のことながら縮小され、これに代わるクラブチームが増加傾向にありますというより増加しております。

この動きは今後ますます加速し、小学校においては将来的にはクラブチームが担うことになると思われます。クラブチームへの活動への支援を一層充実させていただきたいと思うのですが、御見解をお願いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

クラブチームの活動に対する支援の拡充について、お答えいたします。
小・中学校の部活動の実施状況は現在、市内の中学校4校が全てにおいて、小学校は9校のうち5校で部活動が行われておりますが、議員御指摘のとおり今後、小学校のスポーツ活動は部活動から社会体育へ移行していくものと思われま

す。
教育委員会では、平成31年3月平川市運動部活動の運営方針を策定し、この方針等を踏まえて運動部活動改革の取り組みを進めるとともに、長期的に地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動にかわり得るスポーツ活動の機会の確保に向けた方策を検討することとしております。

今後、運動部活動が、地域単位でのスポーツ活動へ移行する状況を踏まえながら、大会派遣費の補助制度についても見直しを進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。

いろいろ申し上げましたが、まず平川市の中で平賀西中学区の小学校にはもう部活動というものをなくしております。

それを踏まえて私ら小さいころには、小学校のころには授業の一環として加えているというより、授業の流れで部活動が行われていたということを考えますと、今の小学生たちは今度は自分で選んでこういうスポーツをしたいと、そのためにはどうしたらいいのかというふうな形になっていくと考えられます。非常に、子供たちにとっては不便なのではないかと思っておりますが。部活動というのとはとにかく、学校でも毎日、部活動であれば毎日練習ができます。

しかし、クラブチームとなりますと本当に常に練習場所が流動的で、非常に大変なわけです。親御さんが毎回毎回その場所に送っていき、その場所というのも今日は何々小学校だ、今日はどこどこ小学校だ、今日はひらかドームだとかそんな感じで、非常に苦しんでおります。

そこで、スポーツ協会のほうもこれはどうしたらいいのかというふう

に考え、非常に悩んではいますけれども、まだ具体的に定まってはおりません。
例えば、ドームや体育館を借りるときに何らかのこちらの市のほうで支援をしていただかなければ、この活動も成り立っていかないと思

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えいたします。

先ほど、平川市の部活動の状況を答弁いたしましたけれども、まだ小学校、中学校ともに部活動に取り組んでいる学校がございます。

ただし、県・国の方向性は小学校の部活動については社会体育に移行するという方向性が見えておりますので、先ほど答弁しましたけれども平成31年3月には平川市におきましても、その方向に取り組む方向性を

示しております。その状況を見据えて派遣費の制度の見直し、あわせてその支援についても検討してまいりたいというふうにしております。以上でございます。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。

ですから、そういうことじゃないんです。ですから、クラブ活動になっていくとは思いますが、その場所、要するに活動の場所というのが一定していないと。当然のことながら、小学校で貸してはくれるんだろうけれども、同じ学校でもまたできていないというのが現状。

ですから、ひらかドームを借りたりしてやっているんですが、それも結局お金がかかる問題ですので、そういうのを何らかの支援策として考えてはいるのでしょうかということです。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

現在のところは、そういうふうなクラブチームの練習場所等への具体的な支援はしておりません。

今後につきましては、先ほど答弁しましたとおりです。やっぱり今の状況がまだありますので、そのことを踏まえて検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。

どうもびんときませんけれども。ですから、クラブ活動になっていくということは学校から離れるわけですよ、まずは。離れていて、クラブ活動どこでやっていくかはちゃんとチェックはされていないと。平川市は平川市で一本で何々はどこでやってくださいと。そういうことは何も示されていない。恐らくできないと思うんです。

ですので、いろいろとにかくお金もかかっています。親御さんもいつも、要するに車で送り迎えをしてそこに行ってからでない活動ができない。その際に、これはどうなっていくのか私もよくわかりません。ミニバスケットボールもありますけれども、これもクラブチームでやっています。体育館でやっているんだと思うんですけれども、学校の体育館でやっているのか市の体育館でやっているのかはわかりませんが、そういう要するにいくりにできない。ソフトボールはどこでとか、ミニバスはどこでとかってそうやって決めていかないから、それは市のほうでやるんじゃなくて社会体育活動を請け負ったスポーツ協会のほうでやれば一番いいんでしょうが、なかなかそこまでの多分時間かかると思うんです。

ですからそのために、移行のための支援策。そこまでただ黙って、子供たちがここでここでというやり方をしないで、市のほうでも少し面倒見れないものかというふうに考えているのですが、その点はいかなものかというふうに感じています。

○議長
○教育長

教育長。

堂々めぐりになりますけれども、議員の思いと同じでありますけれど

(柴田正人)

も今の現状であれば、まだきちんとしたすみ分けはできていない状況にあります。

今後その点も踏まえて、スポーツ協会等と関係団体等とやっぱり連携を図りながら、子供たちがスポーツができる環境づくりに努めてまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長

○12番

(大川 登議員)

大川議員。

それで本題なんです、この派遣費というものがそれではどのような形で今作成中ですか。それとも今後考えるのでしょうか。

というのも、小学校の夏の全国大会の予選会がこの間6月9日に十和田市のほうで行われました。代表に平賀東小学校のほうがなりまして、8月に全国大会を控えることになりますのでそのときは、今まででいったら全額公費で行けましたけれども、それも変えていくという話がありました。そこら辺はいつ、この大会まで間に合わせてやっていただけるのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長

○教育長

(柴田正人)

教育長。

先ほど小学校の部活動の設置状況をお話しましたがけれども、御質問の平川ZEPHYRSスポーツ少年団の中には、学校に部活動のある子供も入っております。そういうふうな意味できちんと整理しなければ、派遣費もなかなか難しい。

それから、今対象になっているのはソフトボールだけが対象になっていましたけれども、スポーツにはさまざまな種類がありますので、ソフトボールだけとの考えは一理あるのかもわかりませんが、全部のスポーツということを考えると、大変な影響があることを御認識いただければというふうにして思います。以上でございます。

○議長

○12番

(大川 登議員)

大川議員。

堂々めぐりというか。では、この8月に行われるであろう全国大会を見据えて考えて、ここの派遣費の扱いをぜひきちとした形で御検討いただいてほしいと思いますがどうでしょうか。

○議長

○教育委員会事務局
局長

(對馬謙二)

教育委員会事務局長。

大川議員のただいまの御質問の内容、検討してほしいということでありましたが、現在令和元年度の予算措置されておりまして4月からもう事業のほう動いてございますので、令和元年度におきましては前年度と同じような形で平川市学校教育振興会補助金、それからあわせて平川市スポーツ大会参加に関する補助金の要綱を変えずにこのままいきます。

ただ、今日教育長が答弁しましたとおり、その内容についても再度検討しまして、内容のほうは来年度に向けて検討したいとは思いますが、今年度の交付補助金に関しては前年度同様の扱いで進めるという形で盛っていますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうにあります。以上です。

○議長
○12番
(大川 登議員)
○議長

大川議員。
終わります。

12番、大川 登議員の一般質問は終了いたしました。
14時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩
午後2時10分 再開

○議長

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第5席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。
工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。
(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。
ただいま議長より一般質問を許されました第5席、議席番号1、誠心会の工藤貴弘です。それでは通告に従いまして順次質問していきますのでよろしく願いいたします。

まず、成人式に関することについてお尋ねいたします。

昨年、成年年齢を引き下げる民法改正が成立し、2022年4月から成年の定義が20歳から18歳へと変更になります。改正により女性の婚姻年齢も16歳から18歳に引き上げられ、成年のみが結婚できることから保護者の同意も必要がなくなります。

またパスポートの有効期限も10年のものを取得できたり、性別変更の申し立てなども同様になるなど、自立した大人としての権利をこれまでより早期に行使できるなどメリットもありますが、一方ではクレジットカードの契約やデパート商法などの悪徳商法に関するトラブルが懸念され、さらには少年法の改正についての議論などさまざまな問題をはらんでいます。

年齢要件の引き下げに伴い、成年を取り巻く環境は激変し、社会環境への影響も大きくなっていくものと考えますが、解決しなければならないさまざまな問題の一つに、成人式のあり方が挙げられています。

成人式のルーツは、戦後間もない1946年に現在の埼玉県蕨市で開催された青年式であると言われていています。敗戦による傷跡が癒えず、国民が物心両面で困窮する厳しい情勢の中、次代を担う若者を励まそうと開催されたようです。後にこの青年式に影響を受けた政府が「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほめます。」という趣旨のもと成人の日を制定し、今日では全国各地で成人式が華やかにとり行われているところです。

成人式に関する法的根拠はなく、実施に当たっては各自治体の裁量に

委ねられています。仮に、成人式の対象者がこれまでと同様にあくまで成年と定義づけられた場合、改正初年度となる成人式の対象者は18歳から20歳までとなり、会場のキャパシティーや運営のあり方、また18歳が対象となることで受験や就職など人生の大転換期と重なることとなり、当事者を初め保護者からも不安の声が聞こえています。成年年齢引き下げに伴いさまざまな懸案事項が浮上してくる中で、平川市の今後の成人式のあり方についてただしていきます。

まず、①について現在、平川市では成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について具体的に検討しているのかお知らせください。

次に、②新成人同窓会支援事業創設についてお尋ねいたします。

近年、同窓会の費用を助成する自治体がふえています。自治体により助成額やその対象年齢等の要件は異なりますが、人口減少対策と地域経済活性化に資する施策として注目されています。

成人式は大人になった自覚を促し、人生の節目として将来について考える絶好の機会であります。また、地元の友人と再会し、地域の人と触れ合うことで、愛郷心を育むことにつながります。

地方では進学や就職に伴い人材が流出し、その確保が課題となっています。成人式は、地元に残った者と市外に出た者が一堂に会するまたとない機会です。これまで似たような進路を歩んできた者たちが、進学や就職という明確にして異なる立場で旧交を温める機会は、場合によってはこれが最後になることも予期されます。

私の場合は、高校進学あるいは大学進学に際し、疎遠となってしまった同級生たちと成人式後の同窓会で再会できたことで、きずなを回復することができましたし、その後の人生設計にも影響を与え、今こうして市議会議員として辛うじてではありますが活動できているところです。きっとこの流れは今も変わらないと思います。

いずれにしましても、成人式の式典後の同窓会が愛郷心や多様な人生観を育む重要な装置であると考えますが、これに対して費用の助成をする考えはあるのかお知らせください。

教育長、答弁願います。

工藤貴弘議員の御質問成人式に関することについて、成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について、お答えします。

成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方については、検討は始めているものの、具体的な方向性までには至っていない状況です。

国では、令和元年度末までに関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、令和2年度以降できる限り速やかに、各自治体に対して適切に情報発信することとしていることから、今後示される国の指針や近隣市町村の動向を注視していきたいと考えております。

次に、新成人同窓会支援事業創設についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、成人式は子供から大人への門出を祝う晴れの式

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

典であり、対象となる多くの若者が出席して、成人になる意義を全員で確認し合う場として、またとない機会であると考えております。

新成人による同窓会は、若者の出会いと交流の絶好の機会になるとともに、成人式のあり方等に対する意見を交換する場や市の情報を提供する場としても活用できるものと考えております。

このことから、新成人の同窓会に対する支援につきましては、他の自治体の取り組み事例を参考にし、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

工藤貴弘議員。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

②の新成人同窓会支援事業創設については、再質問はいたしません、意見を述べさせていただきます。

ただいま、教育長のほうから前向きに検討していきたいという非常にありがたいお言葉でありました。この新成人たちが成人式を終えた後に同窓会をすること、これ本当に大きな意味を持つことだと思います。これに対して市のほうから多少なりとも援助をすること、これは今後の新成人たちがどのような人生を歩むかはわかりませんが、この機会を得たことによって地元ふるさとに思いをするきっかけになると思っております。ぜひとも今後具体的な検討を進めていただきたいと思います。

それでは、①の成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について、具体的な検討をしているのかのことについての再質問でございます。

ただいまの御答弁では、本市としては検討は進めてはいるものの具体的な立案には至っていないと。そして、今後示される予定である国の指針あるいは近隣市町村の動向を調査し、また機を見て同じく近隣市町村に対して呼びかけていくとの方針でございました。事前にいただいた資料によりますと、本市の場合2022年度に開催される成人式の対象者が、新しく定義づけされた18歳、19歳を含む成年であるとするれば、現時点では最大で793名の参加が見込まれるとのこと。これまで式典は平川市文化センターで開催していますが、大ホールの収容人数は740名であり、793名ではそのキャパシティを超えてしまいます。

さらには、実際の出席者は新成人のみならず保護者、恩師、来賓なども含まれており、現行どおり成年を対象としたまま実施した場合、安全面を初めとして運営上さまざまな事項に留意しなければなりません。

仮に2022年度に開催される成人式の対象者が18歳、19歳を含む成年であるとした場合、現行にのっとった運営方式では主にどのような問題が生じると想定しているのか。また、その問題解消に向けてどのような運営方式の転換が必要であるのかお知らせください。

教育長。

○議長

○教育長

(柴田正人)

議員御指摘のとおり2022年に仮に18歳、19歳、20歳を対象として成人式を開催した場合、対象者は793名。現在文化センターで行っております

けれども、文化ホールは定員740名でありますので、定員超過となり文化ホールでの開催は困難となります。

また、現行では新成人対象者の方に実行委員として、成人式の運営を担っていただいておりますが、特に18歳の対象者は、参加者の多くが大学受験や就職といった人生の節目となる極めて大切な時期であることから、実行委員による企画運営が困難になることや式典そのものに参加できないことも想定されます。

このことから、開催日もしくは会場の分散や実行委員会方式を含め、全体的な運営について検討する必要があると考えております。以上でございます。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

ただいまの御答弁では18歳、19歳も含む新制度の成年を対象とした場合は、会場の変更あるいは分散、さらには実行委員会方式のあり方。さまざまなものが変更されることが懸念されるという御答弁でありました。

年齢引き下げに伴い2022年度に成年となる人たちは、2002年4月から2004年3月までに生まれています。そして、合併により本市、平川市が誕生したのは2006年の1月1日です。合併前に生まれてはいるものの、きっと彼らの心の中に浮かぶふるさと平川市は、時勢の赴くところによって旧3町村が合併したまちとしてではなく、物心つくころから自明のものとして紛れもなく単一である平川市でしかないと思像するところです。

だからこそ、私としては、同じふるさとで生まれ育った者同士が、成年として自由であることの喜びとそれに伴う責任の重さをしっかりとかみしめながら、これからそれぞれ人生の大海原をこぎ出して行くんだという自覚をともに確認し合う場として、全ての成人が同一の会場で成人式を迎えるということが極めて重要であると考えています。

さて、先ほど来の御答弁では、年齢引き下げに伴う成人式のあり方については、国の指針や近隣市町村の動向を踏まえていきたいということでしたが、3年後に控えた話であり、対象者の方には早目に通達すべきであると考えています。

このようなお話があります。その御家庭では、以前から母親が成人式に着ていた着物を娘たちが着ることになっていました。しかし、成年年齢引き下げに伴い、仮に18歳、19歳も含めた成人式となった場合、1着しかないものですから親子で約束していた晴れ着を着ることができない。そのほかにも、姉妹で対象となる御家庭があり、2人分の振り袖を買うにしてもレンタルするにしても、特に女性の場合は高額な費用負担が必要となり、さらには子供たちの進路いかんではそれらの費用を貯蓄するために、今から相当に家計を切り詰めていかなければならないと。

いずれにしても成人式の実施に当たっては、何度も繰り返しますが法的根拠はなく主催者である自治体の裁量に委ねられています。一例を挙

げれば、全国や近隣自治体でも成人式の開催時期に当たっては、成人の日前後に限らず、お盆前後やゴールデンウィークなど地域の実情に合わせて多様なあり方が存在するところです。

行政として国の指針や近隣市町村の動向を踏まえることは非常に大切ですが、前述のような実情も鑑み、本市としてどのような成人式のあり方が望ましいのか。まずは、当事者とその保護者に対して意識調査を実施し、主体的に検討していくべきと考えますが市の御見解をお示しくください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

先ほどもお答えいたしました、多くの高校3年生は大学入試や就職等、極めて重要な時期と重なることもあり、成人式は高校在学中ではなく20歳での開催が望ましいのではないかと考えております。

今後、本市としてはどのような成人式のあり方が望ましいのか、成人式対象者である実行委員や保護者へのアンケート等を踏まえまして取り組む必要があると考えております。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

教育長のほうから、今後も20歳での実施が望ましいという御発言がございました。私も同感であります。成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について、市の御見解を今まさに聞き、そして私の思いもつらつらと述べさせていただきました。

私は、今後の2022年度以降の成人式のあり方について特に問題視しているのは、これまでの答弁にもあるように対象となる者の年齢であります。全国高等学校PTA連合会、内閣府、日本財団が実施したアンケート調査では、成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢について、いずれも現行どおり20歳を支持する声が過半数を占めています。成人式の対象者を民法改正に伴う新定義にのっとった場合、改正初年度となる2022年度成人式では会場のキャパシティ、運営方式のあり方、保護者の費用負担、またそれ以降に当たっても当事者が受験や就職などの人生の重要な転換期を迎えること、さらには飲酒・喫煙などのさまざまな諸課題が山積するところです。

これらの問題を解決し、当事者や家族も含めて落ちついた環境で式典を祝うために、成年年齢引き下げ後も現行どおり20歳を対象とした式典の継続を図り、かつその式典の名称を改めるべきと考えますが、市の考え方をお知らせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

20歳のみを対象とした場合の式典の名称につきましては、これまでどおり実行委員会形式による20歳での式典開催、時期は1月を基本的な考え方として、2022年の開催までに決定したいと考えております。以上でございます。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番
(工藤貴弘議員)

名称も含めてその委員会のほうでしっかりと議論していただいて、当事者の方にとって、そして御家族のためにとって一番よりよい形での成人式の挙行を望むところです。どうぞ、その辺について御尽力よろしくお願いたします。

では、次の項目の質問に移ります。

ねふた展示館の新設についてお尋ねいたします。私は平成29年第3回定例会において、ねふた展示館の新設についてたどしました。その際、世界一の扇ねふたは、本市を代表する観光資源でありながら、現状の展示館では観光施設としてその魅力を十分に引き出せていないことを指摘させていただくとともに、本市の魅力発信と地域のにぎわい創出につながる総合的な観光施設として新設すべきと提言いたしました。それに対し、新庁舎建設などの大規模建設事業が予期される中で財政状況に配慮しつつも、滞在時間の充実につながる観光拠点として整備することを検討していきたいという趣旨の市長の御答弁がありました。

また、同年の第4回定例会でも、山田忠利議員から観光の目玉として誘客促進を図っていくために、観光案内や物産の販売機能を備えた新しい展示館を市役所近辺へ早期に建設してほしいという趣旨の質問があり、市長は観光情報発信と誘客向上に向けて、ねふた展示館の新設を前向きに検討していると御答弁されました。

ねふた展示館のあり方について、あくまで私の知る範囲になりますが、そもそもとして新設すべきかその是非について。そして仮に新設するとすれば、どこにどんな展示館をいつ建てるべきか。意見はさまざまありますが、自分の意見を持っている市民の方が比較的多いと感じるところであり、市民にとってもこのねふた展示館のあり方は関心の強い問題ではないかと認識しているところです。

私としては、世界一の扇ねふたという観光資源を有効に活用すべく本市の魅力発信と総合的な観光施設として新設されたいという立場で、これまでの本会議での議論を踏まえながら、その後市としてねふた展示館の新設について、具体的にどのように検討を進められたのか確認していきたいと思います。

まず、①場所についてお尋ねいたします。

周知のとおり、ねふた展示館は健康センター敷地内にありますが、観光拠点としての機能を強化した施設とする場合、面積の増大が予想されることから、移転の可能性が考えられます。これについて、市はどのように検討されているのかお知らせください。

次に、②機能についてであります。

残念ながら、現在のねふた展示館の機能は保管と見学にとどまっています。かつて県外の友人を案内したとき、「ねふたはすごいけど、施設は思っていたものと違った。なんだかもったいないね。」と言われたことがありました。

市を代表する観光資源にふさわしい展示館として、さらなる誘客促進の機能強化が不可欠であると私は考えます。ねぷたの展示のあり方としては、現行のような「見る・知る」だけではなく「触れる・感じる」といった体験型の機能が必要であると私は思います。具体的には、太鼓、笛、ジャガラギを鳴らすなどの疑似運行体験、山車の上に上らせ、また撮影スポットにするなどが今のところ考えられますが、市としてどのような機能が望まれていると考えているのかお知らせください。

あわせて、ねぷた関係者の中には、その年の最優秀賞のねぷたを展示するスペースを設けるべきだという方もいらっしゃると思いますが、これについて市の考え方をお知らせください。

最後に、③時期についてお尋ねいたします。

長尾市政誕生後、これまで手薄だった本市の観光振興に対して、本市に相当である事業を国の有利な補助制度を活用し実施するとともに、県と密に連携して台湾の台中市と友好交流協定を結び、力強くその対策に邁進してきたと感じるところです。

女子囃子組や可搬式ねぷたを連れ立った国内外でのトップセールスで誘客促進に資する情報発信、またインバウンド対策としてW i F i 設備や多言語表記の案内板などの受け入れ環境の整備、そしてサイクルツーリズムなどの新たな観光資源の創出など、観光を一つの軸に据えたまちづくりに精力的に取り組み成果も出していると私は思っております。

本市の観光振興はいまだ過渡期にあり、観光客増加による地域活性化を考えると、今後の取り組み方がますます重要になってくるものと考えます。その中核を担うべき観光資源である世界一の扇ねぷたの魅力を最大限に引き出し、誘客を促進するとともに、地域活性化のためにもでき得る限り早期にねぷた展示館を新設すべきと考えますが、市の御見解をお知らせください。

市長、答弁願います。

工藤貴弘議員御質問のねぷた展示館の新設について、場所、機能、時期について、一括してお答えをしたいと思います。

ねぷた展示館については、平成12年度に建設し約18年が経過しております。以前の工藤議員の御質問でもお答えしましたが、現在の展示館は、世界一の扇ねぷたの運行・維持に必要な資材の保管庫も兼ねており、観光客がゆっくり滞在できる機能がなく、観光施設としては改善すべき点があると認識しております。

また、世界一の扇ねぷたのリニューアルにより高さ12メートルとなり、展示館が手狭となったことを考えますと、展示館の新設が必要な時期になっていると思っております。さらに新設するのであれば、議員御指摘のとおり体験できる機能や団体のねぷた展示など、内容の充実も図りたいと考えております。そのため、新たな展示館は現在のものよりも大型の施設となることが想定され、場所についても、その規模に合わせた選

○議長

○市長

(長尾忠行)

定が必要になると考えます。

しかしながら、新庁舎建設などの大型事業が続くことなどから、展示館新設の場所、機能、時期等については、財政状況にも配慮しつつ、国の補助制度の活用も念頭に置きながら、検討してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

ただいま市長より場所、機能、そして時期について御答弁がありました。なかなか、これ今すぐに答えられるというのは本当に難しいと思っております。ただ機能については、体験型の機能を備えながら内容を充実させていきたいという御答弁がありましたので、この点について再質問させていただきたいと思えます。

ねふた展示以外の機能強化を施すことにより、さらなる誘客促進を図ることが、本市の活性化に資するものと考えます。ただいまのような展示のあり方について、そのほかにも類例の施設では、物産の販売、レストラン、観光案内、情報発信の機能を備えているところがありますが、新設されるねふた展示館の持つべき機能として、市としてこれらについて具体的な考えはあるのかお知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

機能について具体的な考えがあるのかという御質問でございます。

この世界一の扇ねふたは、当市にとっては盛美園と並んでの大きな観光資源であるというふうに認識をしております。ですから、今のままのただ展示するだけという形であると、なかなか観光振興につながるというところまではいかないというふうな考え方であります。

ただ先ほど来申し上げておりますが、物産販売とかあるいは観光案内等についてやる場合には、かなりの規模が必要になってまいります。と同時に、また経費もかかっていくというふうなことになるかと思えます。なかなか今、ですから、具体的にとかはつきりどこに設置するとかそれなりの面積が必要ということで、大体想像はできるとは思いますが、この庁舎とまた中央公園とかその辺のところを含めた形で展示館ができれば、これは一つの観光資源の目玉にもなり得るのではないかなというふうにも考えております。

ただ、具体的にそこまでまだ決まっているわけではありません。今後、財政計画等もありますので、今進めております新庁舎建設とあわせてその後の財政運営等も含めながら考えた中でめどが立った場合に、どういったふうな国の補助事業等も検討に入れながら、新設に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

今、機能とかについてこうしたものがあればいいとお話がありましたけれども、具体的な話には至っておりませんので、すなわちそれはどういった規模の展示館になるとかも定かではない。したがって、場所につ

いても云々することはできない。

機能も場所も定まっていなければ、その新設時期についてももちろん具体的な回答はできないということは、私も当然であると承知しております。そして、新庁舎建設などこれから大規模建設事業が続いていく中で、財政状況への配慮も当然看過することはできません。

新設に当たり、このようにさまざまな課題がもたげてくるわけではありますが、これらを一つ一つ丁寧にそしていち早く新設を実現するためにも、可及的速やかにかつ具体的な議論を進めていくことがこれからの話になるんだろうとっております。

先般、公表されました平川市公共施設個別管理計画のねふた展示館に関する項目の中では「駅前通りの活性化を踏まえた全体の議論の中で検討します。」とありますが、この「全体の議論」という文言の意味するところは何であるのでしょうか。

今後、ねふた展示館の新設を加速させるために、協議会などを設置して議論することを考えているのでしょうか。市の御見解をお示してください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今、工藤議員のほうから平川市公共施設個別管理計画の中での、全体の議論という表現についての御質問がございました。

ねふた展示館の新設に当たっては、観光や商工、まちづくりなどさまざまな分野の関係者が集まって総合的にデザインすべきではないか。また観光面のみではなく、地域のにぎわいにつながるあり方を議論したいという趣旨で、全体の議論というふうに申し述べさせていただいております。そのような意味から展示館のための協議会というよりは、駅前通りや市役所、中央公園などの総合的な活用を議論する会議の設置について検討してまいりたいとっております。

また、いずれにいたしましても議会の御理解もいただかなければ新設ということにはならないと思いますので、多くの議員の皆さんにもその辺のところも御理解いただきながら、これからもこう議論してまいりたいと思います。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

この全体の議論。その意味するところは、そのねふた展示館ただそれだけを建設するだけの議論ではなく、駅前通り活性化を見据えたこの平川市として全体の議論に巻き込んで活性化につなげていく、そういうことだと私も認識するところです。

私としては、いち早くもさまざまな機能を備えたねふた展示館を建設していただき、そして多くの方にここ平川市を訪れていただいて、ここ平川市にはこんなすばらしいものがあるんだということを全国津々浦々の人に知ってほしい。その知ってもらうための武器になり得るもの、それが私の中では世界一の扇ねふたであると信じております。拙速にする

○議長

わけにもいかない。しかし、早く進めていってほしい事業でもあります。一筋縄ではいきませんが、できる限り多くの関係する方々のお力、御知恵をいただきながら、この世界一の扇ねふたの新展示館の建設に邁進してほしいと思っております。以上です。

1 番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、13日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時47分 散会

